

平成26年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成26年9月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

### 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 立地戦略課 経済産業総室 (通商物流室) (経営支援室) 雇用人材総室 (労働政策室) (就業支援室)	1 2 7  9
	2 歳入歳出事項別明細書		13
	3 節の明細		17
	4 債務負担行為に関する調書	立地戦略課他	18

### 【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第8号	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について	立地戦略課	19

報告番号	件名	課名	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県個人情報保護条例等の一部改正について (鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について) (平成26年8月22日専決)	雇用人材総室	21
報告第3号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について	経済産業総室	23

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
立地戦略課	4,172,233	729,093	4,901,326				729,093	
経済産業総室	5,859,336	5,766	5,865,102				5,766	
雇用人材総室	3,755,751	27,927	3,783,678				27,927	
一般会計合計	14,809,706	762,786	15,572,492				762,786	
説明								
一般会計								
【立地戦略課】		(新)ベンチャー企業誘致評価システム設置事業					1,337	
		企業立地事業補助金					676,989	
		企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金					19,800	
		(新)燃料・エネルギー使用合理化対策支援事業					30,967	
【経済産業総室】								
(通商物流室)		(新)燃油高騰対策支援事業					2,400	
(経営支援室)		地域商業活性化促進支援事業					3,366	
【雇用人材総室】								
(労働政策室)		[債務負担行為](新)女性の参画促進に向けた職業訓練サポート事業(住居費助成)						
(就業支援室)		正規雇用奨励金(重点分野職場体験型雇用事業関連)					24,000	
		[債務負担行為]緊急雇用創出事業						
		(新)県内企業魅力発信人材確保事業					3,927	

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費  
2 項 工鉱業費  
1 目 工鉱業総務費

立地戦略課(内線:7664)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ベンチャー企業誘致評価システム設置事業	0	1,337	1,337				1,337	
トータルコスト	0	2,111	2,111	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	信用調査機関への調査・評価依頼 専門家への就任依頼・意見聴取				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19~30年度の間企業立地件数150件)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ベンチャー企業<sup>(注)</sup>等による本県への進出検討に関し、信用調査機関による調査・評価や専門家からの意見・アドバイスを聴取し、誘致の是非を判断する「ベンチャー誘致評価チーム」を設置する。

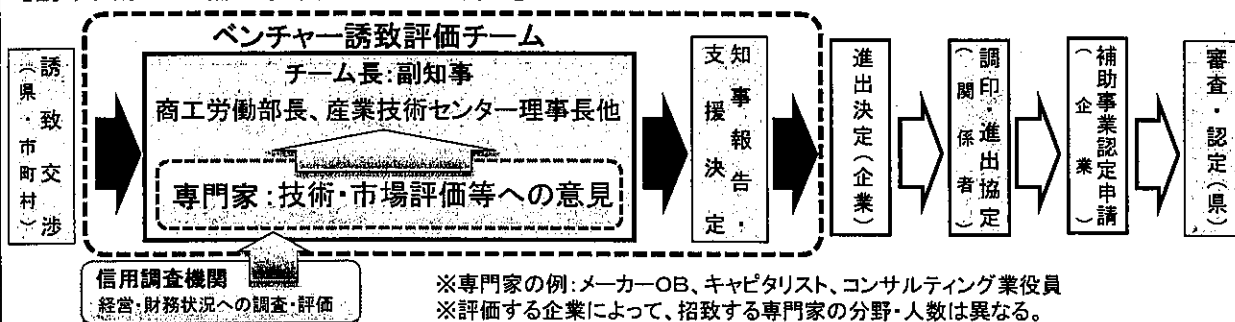
(注) ベンチャー企業: 新たな技術や経営ノウハウ等を武器に新規市場を開拓しようとする革新的な中小企業

2 主な事業内容

(1) ベンチャー企業等が本県への進出を検討する際、ベンチャー誘致評価チームを立ち上げる。その際、企業の経営・財務状況を踏まえ、該当する分野の専門家から、企業の考えるビジネスモデルの継続性について、技術力、マーケティング、生産体制、部材調達等の観点で意見を聴取し、ベンチャー企業等に対する支援・誘致の是非を決定する。

○対象企業: 県内における企業例・進出例がほとんどなく、県単独でのビジネスモデル判断が難しい分野へ進出しようとするベンチャー企業等  
想定分野: EV、新エネルギー、次世代デバイス、ICT、バイオ、医療等

【誘致交渉から補助事業認定までの流れ】



(2) 事業費

科目	内容	金額(千円)
委託料	信用調査費用(単価@100,000円/案件×5件=500,000円)	500
報償費	専門家謝金(単価@100,000円/案件×1名×5件=500,000円)	500
特別旅費	専門家来県旅費(単価@67,300円×1名×5回=336,500円)	337
合計		1,337

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度は8月27日現在、県外企業誘致数9件、県内企業新增設数が12件である。企業ニーズ、経済情勢の変化などに応じた助成制度の充実等により、近年大きな成果をあげている。

ベンチャー企業等については、ビジネスモデルの継続性を判断することが難しいため、誘致決定前に信用調査機関による調査・評価を踏まえ、専門家からの意見を聴取して、誘致・支援の判断をすることが必要となる。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工業費

1目 工業総務費

立地戦略課 (内線: 7664)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業立地事業補助金	2,738,694	676,989	3,415,683				676,989	
トータルコスト	2,758,042	676,989	3,435,031	(補正に係る主な業務内容) 事業認定業務、補助金交付手続				
従事する職員数	2.5人	0.0人	2.5人					
工程表の政策目標 (指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19~30年度の間に企業立地件数150件)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業立地等事業助成条例に基づき、工場等の新增設企業に対し企業立地事業補助金を交付することにより、企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、県内経済の活性化に資する。

2 主な事業内容

<本年度補助金交付予定事業>

	補正前	今回補正	合計
新增設件数	20件	14件	34件
新規雇用者数	394人	774人	1,168人
投資額	18,231,249千円	1,551,357千円	19,782,606千円
補助金額	2,738,694千円	676,989千円	3,415,683千円

<増額の理由>

○平成26年度当初予算成立時以降に、事業の進捗が進み、企業立地事業補助金交付見込みが早まった案件が生じたため、増額補正を行うもの。

今回補正のうち、主な案件

(単位: 千円、人)

企業名	工場所在地 (本社所在地)	事業内容	投資 予定額	補助予定 金額	雇用計画 (うち正規雇用)
アロイ工業(株)	鳥取市河原町 布袋(岡山県)	リチウムイオン電池の 製造	1,005,000	247,500	130 (130)
廣川マテリアル (株)	倉吉市秋喜 (大阪府)	食品容器・パッケージ 加工用プラスチック製 樹脂シートの製造	958,790	191,751	10 (10)
(株)源吉兆庵	米子市流通町 (岡山県)	高級和洋菓子の製造	1,827,149	365,429	200 (200)
永伸商事(株)	米子市泉 (兵庫県)	ナチュラルミネラルウオ ーターの製造	955,034	141,123	40 (40)
宝製菓(株)	倉吉市関金町関 金宿(琴浦町)	パン・菓子の製造	484,225	48,422	3 (3)

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度は8月27日現在、県外企業誘致数9件、県内企業新增設数が12件である。助成制度の充実とともに近年大きな成果をあげており、今後も企業ニーズ、経済情勢の変化などを踏まえ、更なる企業立地の促進に努める。

平成26年9月補正(企業立地事業費補助金)について

商工労働部立地戦略課

A 平成26年度当初予算

(単位:人、千円)

項目	製造業		自然科学研究所・研修所		ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ事業		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		13	1	4	1				1	17	3	20
雇用者数(人数)		51	10	108	5				220	159	235	394
投資額(千円)		10,690,932	245,350	5,604,782	56,185				1,634,000	16,295,714	1,935,535	18,231,249
補助金額(千円)		1,092,552	24,535	1,202,601	10,506				408,500	2,295,153	443,541	2,738,694

※平成26年度予算要求時(H26.1)に企業立地事業認定を行っている事業のうち、平成26年度に企業立地補助金を交付予定のもの

B 平成26年9月補正後予算

(単位:人、千円)

項目	製造業		自然科学研究所・研修所		ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ事業		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		22	5	3				4		29	5	34
雇用者数(人数)		172	430	14				552		738	430	1,168
投資額(千円)		11,245,998	4,819,273	1,789,131				1,928,204		14,963,333	4,819,273	19,782,606
補助金額(千円)		1,190,343	975,803	797,551				451,986		2,439,880	975,803	3,415,683

※平成26年当初予算(A)から

- ①平成26年度当初予算要求時以降に企業立地事業認定を行い、平成26年度中に補助金の交付を行うものを加え、
- ②平成25年度中に補助金を交付予定であったものが、平成26年度に支払いが延期されたものを加え、
- ③平成26年度中に補助金交付予定であった企業が、平成27年度以降の支払い予定に変更されたものを除いた。

C 平成26年9月補正予算

(単位:人、千円)

項目	製造業		自然科学研究所・研修所		ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ事業		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		9	4	-1	-1			4	-1	12	2	14
雇用者数(人数)		121	420	-94	-5			552	-220	579	195	774
投資額(千円)		555,066	4,573,923	-3,815,651	-56,185			1,928,204	-1,634,000	-1,332,381	2,883,738	1,551,357
補助金額(千円)		97,791	951,268	-405,050	-10,506			451,986	-408,500	144,727	532,262	676,989

※上記B-Aにより算出したもの。

※当初平成26年度中に補助金交付予定であった企業が、平成27年度以降の支払いへ変更されたもの及び事業が終了し、補助金額が確定したことにより、交付決定額の減額が生じたものがあることから、投資額、補助金額、雇用者数がマイナスとなっているものがある。

■【参考】Bのうち、平成26年度に新たに事業認定を行い、平成26年度中に補助金を交付予定のもの

(単位:人、千円)

項目	製造業		自然科学研究所・研修所		ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ事業		情報処理・提供サービス業		合計			
	県内外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計
件数		1								1	0	1
雇用者数(人数)		40								40	0	40
投資額(千円)		955,034								955,034	0	955,034
補助金額(千円)		141,123								141,123	0	141,123

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
1目 工鉱業総務費

立地戦略課(内線:7664)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	245,973	19,800	265,773				19,800	
トータルコスト	246,747	19,800	266,547	(補正に係る主な業務内容) 申請書の審査・補助金の交付手続				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致促進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る (平成19~30年度の間企業立地件数150件)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業投資の促進を図るため、既存工業団地において、市町村が行う団地の再整備に要する経費の一部を補助する。

2 主な事業内容

新規誘致案件に伴う工業団地再整備事業補助金における予算の補正を行うものである。

(1) 補助事業の概要

○大山IC工業団地

大山町が実施する大山IC工業団地から直近の交差点までの道路拡幅に係る経費の一部を補助する。

(単位:千円)

年度	事業費	補助対象経費	県補助金
平成26年度	39,600	39,600	19,800

整備完了予定時期: 平成26年10月頃

(2) 制度の概要

対象地	県・市町村及びそれらが50%以上出資している法人が造成している又はする一団の土地
要件	投資額1億円以上かつ新規常時雇用労働者10人以上、又は新規常時労働者数20人以上
対象施設	工業団地区域内: 用地造成及び道路、公園等の改築及び貸事務所の整備 工業団地区域外: 排水施設、道路の新設又は改築
補助対象経費	上限10億円 ただし、鳥取県地域産業活性化基本計画にある集積業種の企業が立地する場合は、上限を20億円とする。(注)
補助率	1/2 ただし、県内経済への波及効果があると知事が認める場合で、次の①を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 2/3 ①及び②又は ①及び③を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 3/4 ①、②及び③を満たす場合は、6億円を超え20億円までは 4/5 とする。(注) なお、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、上記6億円を3億円に引き下げるものとする。 ①財政力指数が0.5未満の市町村 ②従業員1人当たりの市町村別製造品出荷額等の過去5年平均が県平均を下回る市町村 ③「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例及び規則」で定める中山間地域の区域

(注) 平成28年度末までの時限措置

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年度に制度を創設し、すでに7件の工業団地再整備を行っている。

既存工業団地の分譲可能な用地がほとんどなくなってきた中、市町村ではオーダーメイドで団地再整備を行うことにより積極的に企業誘致に取り組んでいることから、市町村の財政状況や中山間地への立地状況等を勘案し補助率の見直しを行ったところであり、企業の大規模投資、県外企業の誘致促進につながっている。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
2項 工鉱業費  
2目 中小企業振興費

立地戦略課(内線:7664)  
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)燃料・エネルギー使用合理化対策支援事業	0	(債務負担行為額) 25,000 30,967	(債務負担行為額) 25,000 30,967				(債務負担行為額) 25,000 30,967	
トータルコスト	0	30,967	30,967	(補正に係る主な業務内容)				委託事業の入札・契約、受診事業者の募集・決定、補助事業の募集・採択
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	中小企業の環境対策及び企業競争力強化の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
原油価格の高騰に伴い、県内企業の収益は厳しい状況であり、緊急かつ中長期的な視点からもエネルギー使用の合理化(省エネ)を進め、原油をはじめとする燃料・エネルギー価格に影響されにくい企業体質への転換及び強化を図ることが必要となっている。中小企業等が取り組むエネルギー使用合理化対策の効率的な計画づくりと実践を支援するため、専門家による省エネ診断を実施するとともに、省エネ診断に基づく設備改善への支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 省エネ診断の実施(5,940千円)								
省エネルギーの専門家が事業所のエネルギー使用・管理の実態を調査し、効果的な改善対策を取りまとめて提案する「省エネ診断」を実施する。								
診断件数	25件							
診断対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内中小企業</li> <li>・県内の一般社団法人又は一般財団法人で、産業の振興に寄与する試験研究を目的に設立された者</li> <li>・年間の原油換算エネルギー使用量が1500kL/年未満の県内事業者(社会福祉法人、医療法人、農協等を含む)</li> </ul>							
(2) 環境対策設備導入促進補助金(25,000千円) ※実施期間:平成26~27年度(債務負担行為)								
県内中小企業等が省エネ診断に基づき取り組む省エネ設備等の導入に対して助成する。								
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内中小企業</li> <li>・県内の一般社団法人又は一般財団法人で、産業の振興に寄与する試験研究を目的に設立された者</li> </ul>							
対象事業補助率等	省エネルギーの専門家による省エネ診断を受診のうえ実施する以下の事業							
	区 分	補助対象	補助率	備 考				
	1 新エネルギー事業	太陽熱、風力、雪氷熱等	1/2	・補助上限額				
	2 革新的エネルギー事業	コージェネレーション設備	1/2	5,000千円				
	3 競争力強化事業	CO2削減効果が30%以上かつ生産性が向上する設備	1/2	・事業費下限				
	4 省エネルギー事業	CO2削減効果が50%以上で2種類以上の省エネ設備	1/3	2,000千円 (小規模企業) 1,000千円				
(3) 事務費等(27千円)								
(参考) 当初予算:戦略的な「環境経営」推進事業 40,103千円(うち環境対策設備導入促進補助金 40,000千円)								
3 これまでの取組状況、改善点								
平成21~26年度に127件の省エネ・新エネ設備等の導入を採択した。補助事業者からは設備導入によるコスト削減、生産効率・サービス等の向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果も報告されており、県内企業の競争力強化や温室効果ガス排出抑制に有効であると認識している。								



平成26年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

経済産業総室[通商物流室] (内線: 7659)

2 目 商業振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 燃油高騰対策支援事業	0	2,400	2,400				2,400	
トータルコスト	0	2,400	2,400	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標 (指標)	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要                      燃油価格高騰に伴い、トラック事業者が行う省エネの取組を支援する。                      [軽油価格 (H25.8) 140円/ℓ → (H26.8) 149円/ℓ]</p> <p>2 主な事業内容                      燃油価格高騰対策として、(一社) 鳥取県トラック協会に対して、トラック事業者が行うエコタイヤ導入費等を補助する。</p> <p>(1) 交付先                      (一社) 鳥取県トラック協会</p> <p>(2) 補助内容                      ① エコタイヤ導入費【2,000千円】                      トラック事業者のエコタイヤ導入費に対して補助する。                      2千円/本(定額補助) × 1,000本 = 2,000千円                      ※1本あたり助成額2千円はエコタイヤと通常タイヤとの価格差相当である。</p> <p>② エコドライブ講習会開催費【400千円】                      鳥取県トラック協会が実施するエコドライブ講習会開催費に対して補助する。                      200千円 × 2回(東・西部地区) = 400千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点                      燃油高騰対策については、平成24年6月補正において、トラック事業者が行うエコタイヤ導入費の補助を行った。(2,000千円)</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
2目 商業振興費

経済産業総室[経営支援室] (内線: 7658)  
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
地域商業活性化促進支援事業	10,499	3,366	13,865				3,366	
トータルコスト	12,047	3,366	15,413	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	制度設計、市・実施主体との連絡調整、申請・報告の審査、補助金交付事務等				
工程表の政策目標 (指標)	商業・サービス業の活性化: まちづくりの主体である市町村等と連携した商業(商店街)・サービス業の活性化							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取市の川アーケード管理組合が国の補助金(商店街まちづくり事業)を活用して行う川端通り街づくり事業に対して支援を行い、中心市街地、商店街の環境整備と活性化を図る。

2 主な事業内容

商店街の商業環境整備事業等に対して支援を行う市に対して助成を行う。

事業内容	老朽化した既存アーケードを撤去し、LED街灯・防犯カメラの設置を行うことなどにより、来街者や地域住民に対して安全・安心に買い物ができる通りの提供を図る。また、放送設備の設置等により、屋外イベントのサポートを行うことで賑わいの創出を図る。 [実施主体] 川アーケード管理組合 [実施場所] 川端商店街(鳥取市川端) [事業内容] アーケードの撤去、LED街灯・防犯カメラの設置 など [工 期] 約4ヶ月間(H26.11~H27.3)
事業費	[総事業費(改修事業費)] 31,428千円 補助対象経費 29,100千円(国補助対象28,500千円) 国補助予定 19,000千円(2/3) 県補助予定 3,366千円(1/9) 市補助予定 3,366千円(1/9) 事業者負担 5,696千円(1/9) ※消費税を含む

【県の補助制度の概要等】

補助金名	鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金
実施主体	組合(商店街振興組合など)等
対象事業	アーケード、カラー舗装、イベント広場・公園・緑地・街路灯・公衆便所等、店舗(テナントミックスに資するものに限る。)及びこれらの施設と一体的に整備されるものほか
補助対象経費	施設整備及び当該施設と一体的に整備されるものの建設又は取得に要する経費(土地の取得・使用・造成・補償費を除く。)及び設計監理料の合計額から国の補助金を除いたもの(仕入控除税額を除く。)
補助率等	市町村が補助に要する経費の1/2以内又は補助対象経費の1/3以内のうちいずれか低い額。 限度額 50,000千円/件
補助要件	中心市街地活性化基本計画(中心市街地活性化法)、商店街活性化事業計画(地域商店街活性化法)などに基づいて実施する施設整備事業で、国の補助金(中小商業活力向上補助金、地域商業再生事業費補助金、商店街まちづくり事業)を受けて行うものであること等。

3 これまでの取組状況、改善点

平成22年度: 法勝寺町商業環境整備事業(米子市)、五臓圓ビル再生事業(鳥取市)  
平成23年度: 若桜街道商店街活性化事業(こむ・わかさ: 鳥取市)  
平成24年度: 元町通り商業環境整備事業、アルファビル再活用事業(米子市)  
平成25年度: 鳥取駅前サンロード改修事業(鳥取市)  
平成26年度: 笑い通り商店街商業環境整備事業(米子市)  
" : 若桜街道商店街アーケード改修事業(鳥取市)

平成26年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

雇用人材総室[労働政策室] (内線:7223)

2目 職業訓練校費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新)女性の参画促進に向けた職業訓練サポート事業 (住居費助成)	0	(債務負担行為額 4,080)	(債務負担行為額 4,080)				(債務負担行為額 4,080)	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付要綱作成、制度周知				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標 (指標)	セーフティネットとしての職業訓練の充実: 職業訓練を通じた県内産業を支える産業人材の育成							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
産業人材育成センター米子校に通学する女性が、通学が困難等の理由で、県西部地域に住居を借り受け、その賃借料を支払う場合、訓練期間中の住宅賃借料の一部を助成することにより、職業訓練に伴う経済的負担を軽減して女性の社会参画を促進する。								
2 主な事業内容								
(1) 支給要件・支給額								
対象者	次のいずれにも該当する方 ①県立産業人材育成センター米子校(以下「米子校」という。)の普通課程訓練(委託訓練を除く)を受講する女性 ②入校(決定)前に居住していた自宅から米子校までの距離が、公共交通機関又は自家用車を利用した場合、概ね50km以上の方 ③訓練期間中居住するため、米子校から概ね半径10km圏内(鳥取県内に限る)に新たに借家又は借間を借り受け、その賃借料を支払っている方 (※米子校には男子寮(定員10名、月額料金3万円程度(食費、光熱水費込み))が設置されているため、本助成は、女性のみを対象とする。)							
支給額	家賃(共益費、駐車場料金等含まない)の額							
上限額	月額17,000円							
(2) 債務負担行為額 4,080千円								
(内訳) 平成27年度 @17千円×10名×12月=2,040千円								
平成28年度 @17千円×10名×12月=2,040千円								
3 これまでの取組状況、改善点								
求職活動中の育児者が職業訓練を受講する場合、訓練期間中に子どもを保育所等に託児する経費の一部を奨励金として支給し、託児にかかる経済的な懸念を軽減して、子育て中の求職者の職業訓練の受講を促進するため、平成26年6月補正予算で新たな措置を行った。(職業訓練生託児支援事業(5,260千円))								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

雇用人材総室[就業支援室] (内線:7229)

1目 労政総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
正規雇用奨励金 (重点分野職場 体験型雇用事業 関連)	88,200	24,000	112,200				24,000	
トータルコスト	91,296	24,000	115,296	(補正に係る主な業務内容) 正規雇用奨励金の支給事務等				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人					
工程表の政策目 標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

重点分野職場体験型雇用事業で有期雇用した職場体験者を事業主が正規雇用した場合に、正規雇用奨励金を支給することで、正規雇用の拡大を図る。

今回、当初予算を超える正規雇用奨励金の支給対象者が見込まれるため、補正により増額するもの。

2 主な事業内容

国の重点分野雇用創出事業を活用して実施した「重点分野職場体験型雇用事業」において、職場体験者として有期雇用された失業者を同事業終了後に正規雇用した場合、事業主に奨励金(100万円)を支給する。

- ・奨励金は正規雇用を開始した日から6か月後も雇用継続されている場合に支給し、事業主からの申請に基づいて行う。
- ・正規雇用後1年の間に、正規雇用された者及び他の従業員を事業主都合で解雇した場合は、支給しない又は返還させる。
- ・なお、「重点分野職場体験型雇用事業」は、平成25年度をもって終了している。

◎予算対応の状況

対象正規雇用者数	うち当初予算措置数	補正予算措置数
112人	88人	24人

補正額 1,000千円×24=24,000千円

3 これまでの取組状況、改善点

奨励金額の引き上げ(30万円から100万円、H23年10月)や、職場体験後の正規雇用の明確化(H25年度)などの見直しにより、平成25年度は体験者の約7割の正規雇用が実現した。

(事業実績の推移)

(単位:人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
職場体験者(a)	53	322	287	165	827
うち奨励金支給者(b)	2	119	146	112(予定)	379
割合(b/a)(%)	3.8	37.0	50.9	67.9	45.8

※H25年度の支給者数は、最終の申請時が10月以降となるため予定数として計上している。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

雇用人材総室[就業支援室](内線:7229)

1目 労政総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
[債務負担行為] 緊急雇用創出事業	1,510,221	(債務負担 行為額 537,933) 0	(債務負担 行為額 537,933) 1,510,221			(債務負担 行為額 537,933)																		
トータルコスト	1,525,699	0	1,525,699	(補正に係る主な業務内容) 基金事業審査等																				
従事する職員数	2.0人	0.0人	2.0人																					
工程表の政策目標 (指標)	緊急雇用対策のための基金事業による雇用創出																							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した緊急雇用創出事業のうち「地域人づくり事業」については、平成26年度の中途に事業を開始した場合、平成27年度も事業実施が可能なことから、平成26年7月末時点の事業計画未済額について有効に活用できるよう、平成27年度の債務負担行為を設定し、事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○債務負担行為の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期 間 平成27年度</li> <li>・債務負担行為額 537,933千円</li> </ul> <p>(参考) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>雇用拡大型</th> <th>処遇改善型</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額 (a)</td> <td>800,400</td> <td>440,800</td> <td>1,241,200</td> </tr> <tr> <td>事業計画済額 (b) (平成26年7月末現在)</td> <td>566,231</td> <td>137,036</td> <td>703,267</td> </tr> <tr> <td>差 引 額 (a-b)</td> <td>234,169</td> <td>303,764</td> <td>537,933</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用拡大型: 未就職卒業者や、結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業</li> <li>・処遇改善型: 非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取組を支援することにより、在職者の賃金引上げ等改善を図る事業</li> </ul> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成25年度2月に国の経済対策により創設された「地域人づくり事業」を活用し、平成25年度2月補正予算及び26年度当初予算において、県内の実状に対応した雇用拡大と人材育成及び在職者の処遇改善を図る事業を推し進めているところである。</p>										雇用拡大型	処遇改善型	計	予 算 額 (a)	800,400	440,800	1,241,200	事業計画済額 (b) (平成26年7月末現在)	566,231	137,036	703,267	差 引 額 (a-b)	234,169	303,764	537,933
	雇用拡大型	処遇改善型	計																					
予 算 額 (a)	800,400	440,800	1,241,200																					
事業計画済額 (b) (平成26年7月末現在)	566,231	137,036	703,267																					
差 引 額 (a-b)	234,169	303,764	537,933																					

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費  
 2 項 工鉱業費  
 1 目 工鉱業総務費

雇用人材総室[就業支援室] (内線: 7229)  
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県内企業魅力発信人材確保事業	0	3,927	3,927				3,927	
トータルコスト	0	3,927	3,927	(補正に係る主な業務内容) プレゼンテーションと相談会の実施、委託事務等				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	I J U 就職の促進: I J U ターン希望者への情報提供の充実等により、就職環境を整備する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業誘致が進む中、不足している技術系、IT・コンテンツ系の人材を確保するとともに、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ内に新設される「観光・移住コーナー」(常設)を本県出身等の就職希望者に認知してもらうことにより、関東圏からの中長期的な産業人材の確保につなげる。

[事業の背景]

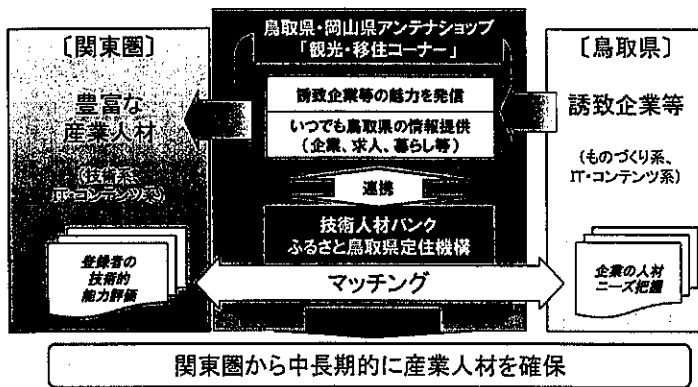
- (1) 誘致企業等の雇用計画 (H26: 約300人、H27: 約300人、H28: 約500人)
- (2) H26年7月の職業別常用有効求人倍率 (開発技術者1.11倍、情報処理・通信技術者1.32倍)
- (3) 人口減少が進む中、I J U ターンの促進や技術人材バンク等と連携した人材確保が必要である。
- (4) 1万人雇用プロジェクト最終年度で、確実に目標を達成するための取組が必要である。(計画期間: H23~H26、H25末実績8,540人)

2 主な事業内容

- (1) プレゼンテーションと個別相談会の開催  
 時期: 11月中下旬の土日(2日間)  
 場所: 鳥取県・岡山県共同アンテナショップ2F  
 内容: 企業のプレゼンテーション、就職希望者との相談会、鳥取暮らしの紹介等
- (2) 広報の実施  
 県と情報発信力を持つ企業が連携を図りながら広報を実施する。
- (3) 技術人材バンクの体制の充実  
 東京窓口のコーディネーター1名を増員(戦略産業雇用創造プロジェクト※で雇用)する。  
 (既定予算対応)  
 ※電子・電機製造業及び関連産業の人材育成支援事業(国補助)

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 鳥取県技術人材バンクによるマッチング支援  
 専任のコーディネーターが、県内企業の技術的な職業への就職を希望される方と技術系人材を求める県内企業の最適なマッチングを支援している。
- (2) ふるさと鳥取県定住機構によるI J U ターンの支援  
 I J U ターン希望者への情報提供の充実等により、本県へのI J U ターン就職の促進を支援している。



技術人材バンク 登録状況(平成26年7月末時点) 単位: 人

	H26登録 件数	H25登録 件数	要紹介 件数合計
求人	130	166	222
うち充足済	6	68	(充足分のぞく)
求職者	75	207	178
うち就職済	10	94	(就職分のぞく)

技術人材バンク マッチング実績(平成26年7月末時点)

H25	10件
H26	3件

平成26年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
	うち商工労働部									
	1項 労務費									
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	175,808		175,808	150,022		150,022	62,249		62,249	
2 給 料	173,618		173,618	144,066		144,066	59,104		59,104	
3 職 員 手 当 等	88,250		88,250	72,150		72,150	29,600		29,600	
4 共 済 費	85,788		85,788	75,116		75,116	30,758		30,758	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賞 金										
8 報 償 費	423,789	24,000	447,789	423,307	24,000	447,307	297,607	24,000	321,607	
9 旅 費	18,108		18,108	12,180		12,180	3,941		3,941	
費用 弁 償	9,612		9,612	6,194		6,194	2,710		2,710	
普 通 旅 費	5,219		5,219	3,469		3,469	931		931	
特 別 旅 費	3,277		3,277	2,517		2,517	300		300	
10 交 際 費	50		50							
11 烹 用 費	39,960		39,960	38,329		38,329	6,757		6,757	
12 役 務 費	13,896		13,896	11,261		11,261	4,957		4,957	
13 委 託 料	2,162,798		2,162,798	2,162,693		2,162,693	1,913,383		1,913,383	
14 使用料及び賃借料	52,738		52,738	51,612		51,612	22,129		22,129	
15 工 事 請 負 費	51,134		51,134	51,134		51,134				
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	3,007		3,007	2,011		2,011				
19 負担金、補助及び交付金	484,928		484,928	475,796		475,796	422,664		422,664	
20 扶 助 費	298		298	298		298				
21 賞 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金	5,278		5,278	5,278		5,278	5,278		5,278	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	51		51	51		51				
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	3,779,499	24,000	3,803,499	3,675,304	24,000	3,699,304	2,858,427	24,000	2,882,427	
財 源 内 訳	国 庫	1,021,032		1,021,032	1,021,032		1,021,032	564,747		564,747
	地 方 債	5,000		5,000	5,000		5,000			
	そ の 他	1,535,412		1,535,412	1,535,412		1,535,412	1,517,608		1,517,608
	一 般 財 源	1,218,055	24,000	1,242,055	1,113,860	24,000	1,137,860	776,072	24,000	800,072

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費								
	1目 労政総務費			うち商工労働部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別									
1 報 酬	62,249		62,249	86,491	27	86,518	62,157	27	62,184
2 給 料	59,104		59,104	432,198		432,198	302,908		302,908
3 職 員 手 当 等	29,600		29,600	216,450		216,450	151,700		151,700
4 共 済 費	30,758		30,758	202,124		202,124	151,679		151,679
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賞 金									
8 報 償 費	297,535	24,000	321,535	634,833	1,100	635,933	626,982	500	627,482
9 旅 費	3,910		3,910	91,549	2,437	93,986	47,261	337	47,598
費用弁償	2,710		2,710	19,951		19,951	14,506		14,506
普通旅費	931		931	47,513	1,400	48,913	23,681		23,681
特別旅費	269		269	24,085	1,037	25,122	9,074	337	9,411
10 交 際 費									
11 兼 用 費	6,757		6,757	70,964		70,964	28,184		28,184
12 役 務 費	4,957		4,957	47,722		47,722	22,554		22,554
13 委 託 料	1,884,426		1,884,426	802,317	40,711	843,028	360,560	10,367	370,927
14 使用料及び賃借料	22,129		22,129	259,342		259,342	32,851		32,851
15 工 事 請 負 費				94,866		94,866	4,366		4,366
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費				5,944		5,944	3,000		3,000
19 負担金補助及び交付金	419,833		419,833	8,633,699	738,255	9,371,954	8,094,592	727,555	8,822,147
20 扶 助 費									
21 貸 付 金				890,375		890,375	867,599		867,599
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投 資 及 び 出 資 金				2,000		2,000	2,000		2,000
25 積 立 金	5,278		5,278						
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金				24,513		24,513	24,513		24,513
予 備 費									
計	2,826,536	24,000	2,850,536	12,495,387	782,530	13,277,917	10,782,906	738,786	11,521,692
財 源 内 訳	国 庫	564,747		564,747	82,590		82,590		
	地 方 債								
	そ の 他	1,517,608		1,517,608	1,212,150		879,630		879,630
	一 般 財 源	744,181	24,000	768,181	11,200,647	782,530	11,983,177	9,903,276	738,786



(単位:千円)

款 項 目									
	1項 商業費						2項 工業業費		
	節 別	補正前	補正額	補正後	2目 商業振興費			補正前	補正額
補正前					補正額	補正後			
1 報 酬	37,580		37,580	25,006		25,006	24,577	27	24,604
2 給 料	240,110		240,110				62,798		62,798
3 職 員 手 当 等	120,250		120,250				31,450		31,450
4 共 済 費	92,301		92,301	3,595		3,595	59,378		59,378
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賞 金									
8 報 償 費	2,805		2,805	1,825		1,825	624,177	500	624,677
9 旅 費	28,044		28,044	7,941		7,941	19,217	337	19,554
費用弁償	9,092		9,092	4,117		4,117	5,414		5,414
普通旅費	15,898		15,898	2,830		2,830	7,783		7,783
特別旅費	3,054		3,054	994		994	6,020	337	6,357
10 交 際 費									
11 需 用 費	17,421		17,421	6,363		6,363	10,763		10,763
12 役 務 費	15,255		15,255	5,412		5,412	7,299		7,299
13 委 託 料	53,473		53,473	16,113		16,113	307,087	10,367	317,454
14 使用料及び賃借料	15,535		15,535	4,147		4,147	17,316		17,316
15 工 率 請 負 費							4,366		4,366
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費							3,000		3,000
19 負担金、補助及び交付金	2,129,604	5,766	2,135,370	1,165,929	5,766	1,171,695	5,964,988	721,789	6,686,777
20 扶 助 費									
21 貸 付 金	584,645		584,645				282,954		282,954
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投 資 及 び 出 資 金	2,000		2,000						
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金							24,513		24,513
予 備 費									
計	3,339,023	5,766	3,344,789	1,236,331	5,766	1,242,097	7,443,883	733,020	8,176,903
財 源 内 訳	国 庫								
	地 方 債								
	そ の 他	585,270		585,270	115	115	294,360		294,360
	一 般 財 源	2,753,753	5,766	2,759,519	1,236,216	5,766	1,241,982	7,149,523	733,020

(単位:千円)

款 項 目								商工労働部 合計		
		1目 工館業総務費			2目 中小企業振興費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	16,910		16,910	7,419	27	7,446	212,446	27	212,473
2	給 料	62,798		62,798				446,974		446,974
3	職 員 手 当 等	31,450		31,450				223,850		223,850
4	共 済 費	58,457		58,457	921		921	226,795		226,795
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賞 金									
8	報 償 費	356,100	500	356,600	268,077		268,077	1,050,289	24,500	1,074,789
9	旅 費	7,117	337	7,454	11,436		11,436	59,558	337	59,895
	費 用 弁 償	1,986		1,986	2,764		2,764	20,817		20,817
	普 通 旅 費	4,666		4,666	3,117		3,117	27,150		27,150
	特 別 旅 費	465	337	802	5,555		5,555	11,591	337	11,928
10	交 際 費									
11	需 用 費	5,575		5,575	5,188		5,188	66,513		66,513
12	役 務 費	4,705		4,705	2,594		2,594	33,815		33,815
13	委 託 料	22,278	4,427	26,705	284,809	5,940	290,749	2,526,242	10,367	2,536,609
14	使用料及び賃借料	5,291		5,291	12,025		12,025	84,463		84,463
15	工 事 請 負 費	4,366		4,366				55,500		55,500
16	原 材 料 費									
17	公 有 財 産 購 入 費									
18	備 品 購 入 費				3,000		3,000	5,011		5,011
19	負担金、補助及び交付金	3,270,504	696,789	3,967,293	1,909,085	25,000	1,934,085	8,601,641	727,555	9,329,196
20	扶 助 費							298		298
21	賞 付 金				282,954		282,954	955,900		955,900
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金							230,569		230,569
25	積 立 金							5,278		5,278
26	寄 付 金									
27	公 課 費							51		51
28	繰 出 金				24,513		24,513	24,513		24,513
	予 備 費									
	計	3,845,551	702,053	4,547,604	2,812,021	30,967	2,842,988	14,809,706	762,786	15,572,492
財源内訳	国 庫							1,021,032		1,021,032
	地 方 債							5,000		5,000
	そ の 他	83		83	294,277		294,277	2,508,468		2,508,468
	一 般 財 源	3,845,468	702,053	4,547,521	2,517,744	30,967	2,548,711	11,275,206	762,786	12,037,992

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7款 商 工 費		
1項 商 業 費		
2目 商業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・ 鳥取県地域商業活性化促進支援事業補助金 ・ 鳥取県燃油高騰対策支援事業補助金	3,366 2,400
2項 工 鉱 業 費		
1目 工 鉱 業 総 務 費		
負担金、補助 及び交付金	・ 鳥取県企業立地事業補助金 ・ 鳥取県工業団地再整備事業補助金	676,989 19,800
2目 中小企業振興費		
報 酬	・ 環境対策設備導入促進補助金審査会審査員	3人
負担金、補助 及び交付金	・ 鳥取県環境対策設備導入促進補助金	25,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 燃料・エネルギー使用 合理化対策支援事業補助	補助金総額25,000千円を限度として、平成26年度に交付決定した額から平成26年度に交付した額を差し引いた額		0	平成27年度	限度額に同じ				
平成26年度 緊急雇用創出事業費	537,933		0	平成27年度	537,933			537,933	
平成26年度 女性の参画促進に向けた職業訓練サポート事業補助	4,080		0	平成27年度から 平成28年度まで	4,080				4,080

区 分	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について															
提 出 理 由	<p>1 提出理由 企業立地等事業の認定を取り消した場合等には補助金を交付しないことを明らかにする。</p> <p>2 概 要 企業立地等事業を実施する者であっても、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(1) 企業立地等事業の認定を取り消された者 (2) 県と協議を行うことなく、事業継続に努めるべき期間内に事業を休止し、又は廃止する者であって、事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの</p>															
及 び 概 要	<p>＜参考＞補助金交付後の事業継続期間<sup>(注1)</sup>内における返還規定の整理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 35%;">現行</th> <th style="width: 35%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令に違反するような重大な事実がある場合（故意又は重過失に限る）</td> <td>要綱<sup>(注2)</sup>に規定 （法令違反があった場合の認定取消のみ条例に規定）</td> <td>条例に規定する。 （認定取消された場合の返還規定を明記）</td> </tr> <tr> <td>補助金交付の対象となった財産の売却・譲渡等</td> <td>補助金等交付規則に規定 （一般規定対応）</td> <td>現行どおり一般規定で対応する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業の 休 ・ 廃 止</td> <td>県との協議がなく、かつ、休・廃止による雇用・県内産業への影響大</td> <td>条例に規定する。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の事業休・廃止</td> <td>一般規定により補助金の返還を判断  従来運用で判断していたもの（労働者・取引先への配慮欠如等）については要綱<sup>(注2)</sup>に規定する。その他は、一般規定で対応する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 事業継続期間 ・ 企業立地事業補助金 … 事業の完了の日から7年間 ・ 情報通信関連雇用事業補助金、コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金 … 事業の開始の日から10年間</p> <p>(注2) 要綱：鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱</p>		項目	現行	改正後	法令に違反するような重大な事実がある場合（故意又は重過失に限る）	要綱 <sup>(注2)</sup> に規定 （法令違反があった場合の認定取消のみ条例に規定）	条例に規定する。 （認定取消された場合の返還規定を明記）	補助金交付の対象となった財産の売却・譲渡等	補助金等交付規則に規定 （一般規定対応）	現行どおり一般規定で対応する。	事業の 休 ・ 廃 止	県との協議がなく、かつ、休・廃止による雇用・県内産業への影響大	条例に規定する。	上記以外の事業休・廃止	一般規定により補助金の返還を判断  従来運用で判断していたもの（労働者・取引先への配慮欠如等）については要綱 <sup>(注2)</sup> に規定する。その他は、一般規定で対応する。
項目	現行	改正後														
法令に違反するような重大な事実がある場合（故意又は重過失に限る）	要綱 <sup>(注2)</sup> に規定 （法令違反があった場合の認定取消のみ条例に規定）	条例に規定する。 （認定取消された場合の返還規定を明記）														
補助金交付の対象となった財産の売却・譲渡等	補助金等交付規則に規定 （一般規定対応）	現行どおり一般規定で対応する。														
事業の 休 ・ 廃 止	県との協議がなく、かつ、休・廃止による雇用・県内産業への影響大	条例に規定する。														
	上記以外の事業休・廃止	一般規定により補助金の返還を判断  従来運用で判断していたもの（労働者・取引先への配慮欠如等）については要綱 <sup>(注2)</sup> に規定する。その他は、一般規定で対応する。														
3	<p>施行期日等 施行期日は、公布日とする。</p>															

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。<u>ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。</u></p> <p>(1) <u>前条第6項の規定により認定を取り消された者</u></p> <p>(2) <u>県と協議を行うことなく、第6条第1項の表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間内に休止し、又は廃止する者であって、事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼすもの</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について          (10) 鳥取県個人情報保護条例等の一部改正について          (鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について)          (平成26年8月22日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          特定独立行政法人の労働関係に関する法律及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 特定独立行政法人の労働関係に関する法律          あっせんについて定めた規定中引用する特定独立行政法人の労働関係に関する法律の題名を改める。          (特定独立行政法人の労働関係に関する法律→行政執行法人の労働関係に関する法律)</p> <p>(2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律          あっせんについて定めた規定中引用する短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の条項を改める。</p> <p>(3) 施行期日は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行日とする(2)を除き、平成27年4月1日とする。</p>

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(あっせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>行政執行法人の労働関係に関する法律</u>（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第25条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(あっせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>特定独立行政法人の労働関係に関する法律</u>（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第22条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第6号の改正規定は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第27号）の施行の日から施行する。



区 分	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について																																												
提 出 理 由	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会から、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成25年度における業務実績に関する評価について報告があったので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 平成25年度業務の実績に関する評価の概要                  (1) 評価者 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会                  (2) 全体評価                  概ね計画を上回る形で業務が進捗していることから、5段階評価では「4」、10段階換算は、5段階評価に2を乗じた「8」とする。（前年度(H24)も同じ点数）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">5段階評価</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">(</td> <td style="text-align: center;">10段階換算</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">)</td> <td rowspan="2">○5段階評価結果 運営費交付金へのインセンティブに反映。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>○10段階換算結果 評価年度の理事長業績給に反映。</td> </tr> </table> <p>(3) 項目別評価 年度項目に係る評価項目(20項目)を5段階で評価する。平成25年度は、前年度の4.18を上回る過去最高の評点4.46であった。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">項目別評価 加重後平均値(※)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.2em;">4.46</td> </tr> </table> <p>(※) 項目別にウェイト付けをし、業務内容、業務量に応じた評価を実施。</p>	5段階評価	(	10段階換算	)	○5段階評価結果 運営費交付金へのインセンティブに反映。	4	8	○10段階換算結果 評価年度の理事長業績給に反映。	項目別評価 加重後平均値(※)	4.46																																		
5段階評価	(	10段階換算		)			○5段階評価結果 運営費交付金へのインセンティブに反映。																																						
4		8	○10段階換算結果 評価年度の理事長業績給に反映。																																										
項目別評価 加重後平均値(※)																																													
4.46																																													
及 び 概 要	<p>(4) 評価のポイント 技術支援、研究開発、情報公開、人材育成などにおいて、法人化のメリットを生かし県民に開かれたセンターとして、着実に実績を重ねている。</p> <p>○県民に提供するサービスその他の業務の質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場重視の姿勢が定着しつつあり、ものづくり人材育成のための多様な取組、積極的な広報活動等が展開され、業務の「見える化」が進んでいる。</li> <li>・センター職員の意識改革も着実に進んできている。</li> </ul> <p>○業務運営の改善及び効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の効率的、効果的運営を進めるため、迅速かつ柔軟な組織・運営体制の見直しが行われている。特に、食品開発研究所において、企業支援体制の充実強化を目指して、ハード・ソフト両面で新事業展開や新分野立ち上げのための支援体制が強化されつつある。</li> <li>・大学への研究員派遣、博士の学位取得の奨励など、計画的な職員の能力開発の取組が積極的に進められている。</li> </ul> <p>○財務内容の改善、その他の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究、受託研究等や依頼試験、機器利用が増加したほか、特許権収入も増えるなど、前年度に比べて外部資金の導入や自己収入が増えている。</li> <li>・施設照明のLED化などによる消費電力の削減効果が表れている。</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>計画を上回る業務が進捗している</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>概ね計画どおりに業務が進捗している</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>計画に対して業務の進捗がやや遅れている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</td> </tr> </table> <p>【過去の実績評価の推移】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">第1期 (H19~H22)</th> <th colspan="2">第2期 (H23~)</th> </tr> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5段階評価</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>10段階評価</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>項目別評価 (加重後平均)</td> <td style="text-align: center;">3.50</td> <td style="text-align: center;">3.50</td> <td style="text-align: center;">3.52</td> <td style="text-align: center;">3.61</td> <td style="text-align: center;">3.93</td> <td style="text-align: center;">4.18</td> </tr> </tbody> </table>	5	計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	4	計画を上回る業務が進捗している	3	概ね計画どおりに業務が進捗している	2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている	1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	区 分	第1期 (H19~H22)				第2期 (H23~)		H19	H20	H21	H22	H23	H24	5段階評価	3	3	3	3	4	4	10段階評価	7	7	7	7	8	8	項目別評価 (加重後平均)	3.50	3.50	3.52	3.61	3.93	4.18
5	計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている																																												
4	計画を上回る業務が進捗している																																												
3	概ね計画どおりに業務が進捗している																																												
2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている																																												
1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている																																												
区 分	第1期 (H19~H22)				第2期 (H23~)																																								
	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																							
5段階評価	3	3	3	3	4	4																																							
10段階評価	7	7	7	7	8	8																																							
項目別評価 (加重後平均)	3.50	3.50	3.52	3.61	3.93	4.18																																							

提出理由及び概要

(5) 主な業務実績

区分	主な内容
技術支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業の技術課題にきめ細かく対応し、製品化等に結びつく技術支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○企業訪問調査 716社</li> <li>○相談対応及び現地支援 8,715件</li> </ul> </li> <li>・技術支援を通じて、企業誘致や工場増設等の実現にも寄与した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○県外からの企業誘致 2社、県内の工場増設 3件</li> </ul> </li> <li>・感謝状・寄付金の受贈 3社</li> </ul>
試験・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ニーズに対応した新たな機器導入や試験項目の設定、時間外対応等を通じて、依頼試験や開放機器利用の利便性向上に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○依頼試験 1,457件 (H24: 1,300件)</li> <li>○機器利用 3,891件 (H24: 3,617件)</li> </ul> </li> </ul>
研究開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業の技術支援、製品化支援等のため、研究開発に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>《研究区分》可能性探査 (8) 基盤技術開発 (14) 実用化促進 (5) 共同研究 (9) 受託研究 (7)</li> </ul> </li> <li>・企業への技術移転、商品化につながった成果 10件 <ul style="list-style-type: none"> <li>《例》木製ランチョンマット…試作提案し商品化。 凍結融解濃縮特許…特許を技術移転し商品開発に成功。 スイカピューレ入りゼリー…スイカピューレの品質を簡易に評価する手法を技術移転し、商品化。</li> </ul> </li> <li>・特許出願 特許 3件、意匠 1件 <ul style="list-style-type: none"> <li>「蜂蜜酒製造方法」「触媒を用いた炭素材料の製造方法」他</li> </ul> </li> <li>・特許登録 5件「コントロール/硫酸の低分子化物の製造方法」「発光機能を有する衝立」他</li> <li>・特許実施料収入 7件 (合計 220千円)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の能力開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>H25年度中に博士課程に4名在籍し、うち2名が学位を取得した。</li> </ul> </li> <li>・食品開発研究所の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化や農商工連携による付加価値の高い新商品開発のため、素材加工から試作品開発まで一貫して行うことのできる商品開発支援棟の新設に着手 (H27.2月完成予定) し、健康食品や美容関連商品の開発支援を行うため、既存の高機能開発支援棟の改修と起業化支援室2室を増築した (H26.3月完成)。</li> </ul> </li> </ul>

【参考】

(1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会委員名簿 (敬称略)

区分	委員名	役職
委員長	本名 俊正	国立大学法人鳥取大学学長顧問
委員	辻 智子	日本水産株式会社生活機能科学研究所長
委員	成瀬 以久	株式会社稲田本店代表取締役
委員	羽馬 好幸	気高電機株式会社代表取締役社長
委員	安田 晴雄	安田精工株式会社代表取締役社長

(2) 評価作業の流れ

